東京新聞 速報 東京中日スポーツ

高浜原発 再稼働認めず

福井地裁が仮処分

3・4号機 審査適合を事実上否定

福井県や京都府などの住民ら九人が関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の再稼働差し止めを求めた仮処分の申し立てについて福井地裁は十四日、住民側の主張を認め、再稼働差し止めを命じる決定を出した。原発の運転差し止めを認める仮処分決定は全国で初めて。仮処分の決定は即効性があり、司法が原発の稼働を止める形となる。

高浜3、4号機をめぐっては、原子力規制委員会が今年二月、再稼働の前提となる原発の新規制基準に適合していると結論。関電は福井県の地元同意などを経て、早ければ今年十一月の再稼働を目指していたが、今回の司法判断で計画の見直しを迫られるのは必至だ。審査を担った規制委のあり方が問われる可能性もある。関電側は異議を申し立てるとみられる。再稼働をめぐる審尋は、三月十一日に結審したが、関電側は「審理が十分に尽くされていない」などとして、樋口英明裁判長ら裁判官三人の交代を求める忌避を申し立てるなど異例の展開をたどっていた。

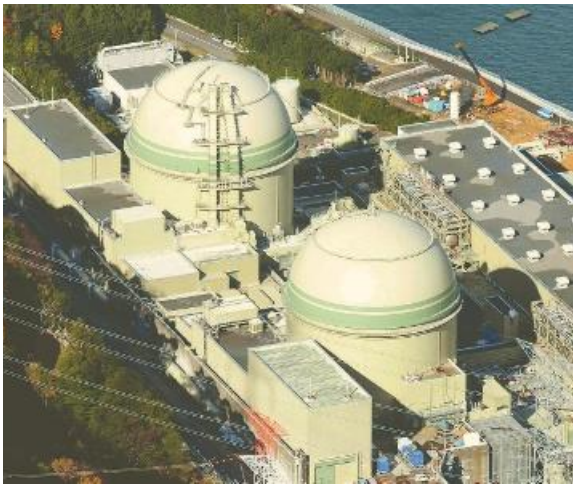

関西電力高浜原発の3号機（手前）と4号機＝2014年12月、福井県高浜町で、本社ヘリ「おおづる」から

2015年4月14日発行

ご購読のお申し込みは 0120-026-999 ホームページhttp://www.tokyo-np.co.jp/